

●香川県教育委員会告示第6号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第34条の規定により、届出のあった香川県指定史跡すべつと窯跡（昭和43年香川県教育委員会告示第4号（香川県指定史跡の指定））の指定地域の地番の異動に伴い、同告示の一部を次のように改正する。

平成29年11月6日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>史跡 略 すべつと窯跡 1基 所在地 <u>綾歌郡綾川町陶1536番1の内実測30㎡</u> 所有者 <u>綾川町</u> 管理責任者 <u>綾川町教育委員会</u></p>	<p>史跡 略 すべつと窯跡 1基 所在地 <u>綾歌郡綾南町陶1554番地25</u> 所有者 <u>綾歌郡綾南町陶2572番地</u> <u>河江 傳</u> 管理者 <u>綾南町教育委員会</u></p>

備考 指定地域に関する実測図を香川県教育委員会及び綾川町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。